

声明・申し入れ

らすものと予測されています。

琵琶湖の異常渴水への対応についての申し入れ

わが党は、かねてから「琵琶湖総合開発事業」は、「近畿の大企業のため、新規開発水量(毎秒四〇トン)、利用水立

に見直し、「マイナス一・五メートルまで低下させる」との計画を再検討するよう、働きかけること。五、雨水・地下水など自己水の有効利用をはじめ、総合的な水資源対策を確立すること。

部落解放同盟の主催する
糾弾会への府職員の出席
中止を求める申し入れ

みても、望ましくないことは明らかである」と見解を述べているものである。

しかしるに本府は、この「啓発指針」の積極性を認めず、「部落解放同盟」に迎合・癒着した姿勢を改めていないのである。この姿勢は破綻のみの「解同」路線を支持し、差別解消に逆行するものである。

――昨年三月にヤサカタクシー乗務員が、「差別発言をした」という情報を持ち、部落解放同盟はタクシー業界への「差別弾」をすすめ、「四年前、五年前にも『差別発言』があつた」などとして、ヤサカタクシーだけでなく、各タクシードライバーに

このような姿勢をただちに改め、総務庁の「指針」の趣旨を受け止め、公正、民主の同和行政をすすめ、一刻もはやい同和行政の終結を行うべきであ

会を対象に糾弾会を行つてきている。この糾弾会はすでに過去四回行われ、この九月二十七日に第五回目が行われる。

とはたまたにやめること

わが議員団はすでに再三「糾弾会に出席することは、行政の中立性の要請からみても、許されない」と、商工部の職員が参加している。

卷之三

総務庁の「地域改善対策啓発推進指

まだ

さらに、今後平年並に降雨があつて、水位は回復せず、例年、琵琶湖の水位が最低になる十一月から翌年二月渴水期には、二〇〇センチを割り込むと、いう深刻な事態も指摘されています。水位の低下は、すでに琵琶湖の生態系に破壊的な影響を及ぼしています。

自然の浄化作用も損なわれ、水位がもどった場合でも、「臭い水」が恒常化するなど、深刻な水質の悪化をもたらす

三、予測される水質悪化にたいして万全の対策を講じること。

、総務庁の「地域改善対策啓発推進指針」でも、「憲法の趣旨に従い、法を尊重して遵守すべく又は地方公共団

また、部落差別を永久化する「条例」「宣言」の押しつけに反対すること。